

電子納品ガイドライン

現在、工事目的物を施工・管理する上で必要な情報を関係者間で電子的に共有し、相互利用するために、情報共有システムを活用し、「工事帳票の処理の迅速化や整理作業の軽減」、「日程調整の効率化」など施工管理業務や監督業務の効率化を図っている。

本ガイドラインでは、工事完成図書の電子納品を円滑に実施するため、電子媒体で納品する成果品や提出する工事帳票の基準を明確化するとともに電子媒体と紙媒体の二重提出排除の観点から、情報共有システムの統一的な活用方法を見直すものとする。

1 情報共有システム活用した電子納品を適用する事業

設計金額500万円以上の土木工事に適用する。 情報共有システムの活用は、工事目的物を施工中の業務の効率化を目的とする。

また、受注者が無理なく必要な通信環境が準備できる場合とし、現場にインターネット環境が整備できない場合など、情報共有システムの使用が困難な場合は、申出書により協議し、監督員が認めた場合は使用しなくてもよいものとする。

2 実施手順

別紙のとおりとする。

3 運用上の留意事項

(1) 発注まで

- ・特記仕様書に「情報共有システム対象工事」であることを明示する。

(2) 工事着手時

- ① 受注者は、情報共有システム使用の承諾願、又は申出書を提出する。
- ② 監督員は、情報共有システムの使用を承諾した場合、次のシステム利用申込書を記入し、その申込書を受注者に電子メールにて送付する。

システム利用申込書	
平成 年 月 日	
1. 工事データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事番号 (年号コードと2桁年度¹⁾(ハイフン) 契約書右上に記載の6桁の番号 例:平成31年度→431-000999、令和元年度→501-000999) ・ 工事名
2. 利用者データ (受注者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者が記入するところ
3. 利用者データ (発注者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属課名 ・ 監督員、参事、課長

- ③ 受注者は、情報共有システム利用申込書に当該システムを利用する者(現場代理人、主任技術者等)の情報を入力し、その申込書をシステム運用会社に電子メールにて送付する。
- ④ システム運用会社から、監督員、参事、課長、請負者にID/パスワード及びシステムのログインページのURLが電子メールにて通知される。

- ⑤ 監督員は、「事前協議チェックシート」により事前協議を行うものとする。
※ただし、受注者が選択したシステムに小松市の利用者データがすでに登録されている場合は、上記②を省略することが出来る。

(3) 施工中

- ⑥ 工事帳票は電子データの提出を基本とし、受注者より紙での二重提出があっても受け取らない。また、電子化が難しいカタログ・ミルシート・試験成績表等は紙による提出を可とする。
- ⑦ 施工段階では、監督員・上位決裁者は施工段階・情報共有の機能を使い、受注者と施工中に作成する書類の受け渡し及び決裁を行うものとする。(*決裁ルートは通常工事と同様)

(4) 完成時

- ⑧ 受注者は、工事完成図書データを電子納品の形式に整理し、CD-R等(書き換え、消去等できないもの)を作成する。また特記仕様書で明示された台帳については、紙に印刷したものも作成する。
- ⑨ 受注者は工事に関する全ての書類を登録した段階で、情報共有システムから工事帳票データをダウンロードし、CD-R等を作成する。
- ⑩ 受注者は、工事写真をデジタル写真管理情報基準(国土交通省H28.3)で整理し、CD-R等を作成する。(情報共有システム内での写真管理は行わない)
- ⑪ 納品されたCD-R等で、市販のビューアソフトを用いて工事完成検査を受ける。

4 情報共有システム利用によって電子納品する対象書類

(1) 工事完成図書は、電子と紙の両方を【納品】(長期保存する書類)

- ・工事完成図(電子:1部、紙:A1版1部)
ただし、監督職員と協議の上、紙サイズを変更することができる
- ・施設管理台帳(特記仕様書で明示されたもの)
- ・品質記録台帳(特記仕様書で明示されたもの)
- ・地質土質調査成果(電子のみ)

(2) 工事帳票は、電子または紙のいずれかで【提出】(短期保存する書類)

※電子で提出するものは、情報共有システムで電子的に提出したものである。(紙媒体で提出済のものは別途電子化する必要はない)

- ・工事打合せ簿
- ・段階確認書
- ・材料確認書
- ・施工計画書
- ・品質管理
- ・出来形管理等(工事完成検査の際に現地確認で必要となる場合は、別途、紙媒体で受注者が用意するものとする)
- ・その他(監督員が必要と認めたもの)

5 その他電子納品する対象書類

◎工事写真は、電子または紙のいずれかで【提出】(短期保存する書類)

- ・情報共有システム対象の工事は、電子媒体による提出
- ・情報共有システム対象以外の請負金額500万円未満の工事は、紙(写真帳形式)に

よる提出

6 提出書類一覧

- 1) 契約図書（紙媒体で小松市が保管） 契約書、設計図書
- 2) 契約関係書類（紙媒体で小松市が保管） 現場代理人等通知書、工程表等
- 3) 発注図面（紙媒体で小松市が保管）
- 4) 特記仕様書（紙媒体で小松市が保管）
- 5) 工事打合簿（指示）
- 6) 工事打合簿（協議、承諾）
- 7) 工事打合簿（提出、報告、通知、届出）
- 8) 材料確認願
- 9) 見本資料指定材料確認願
- 10) 品質管理図表
- 11) 品質証明員通知書
- 12) 品質証明書
- 13) コンクリート耐久性向上対策
- 14) コンクリート構造物の品質確保
- 15) 出来形図
- 16) 出来形管理図表
- 17) 施工計画書
- 18) 工事履行報告書
- 19) 段階確認願
- 20) 立会確認願
- 21) 工事写真
- 22) 完成図面（紙、電子媒体共に必要）
- 23) 台帳（特記仕様書で明示されたもの）
- 24) 地質・土質調査成果
- 25) その他

6 使用する要領・基準類

- ・石川県電子納品ガイドライン : 石川県平成 30 年 4 月

